

令和元年11月28日

関係団体 各位

農林水産省食料産業局  
食品製造課

来春に卒業予定の外国人留学生在留資格「特定技能」への移行を希望する場合の取扱いに係る周知について（依頼）

平素より、食品産業施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「特定技能」については、申請者の多くが国内在留の留学生と推測され、今年度末に向けて在留資格変更許可申請が集中することが見込まれております。

現時点までの間に資格変更許可に至った申請についても、申請後に地方出入国在留管理局から必要書類の追加提出や補正が求められる事例が少なからずあり、審査に時間を要する原因となっております。

別紙のとおり、各地方出入国在留管理局においては、従前から専用窓口を設けて留学生の就職支援を実施していたところ、12月1日以降、同窓口の体制強化が図られ、支援の一環として、企業関係者からの相談受付、申請書類の事前点検を行うこととなった旨通知がありました。これら窓口を活用し、申請書類の準備が整い次第速やかに申請がなされるよう、貴殿におかれましては、傘下企業に対し周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】 出入国在留管理庁通知

【別添1】

<令和2年春卒業予定の留学生への呼びかけ ホームページURL（法務省）>  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00003.html)

【別添2】

<在留資格「特定技能」への変更手続きのページ URL（法務省）>  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)



事 務 連 絡  
令和元年 1 1 月 1 9 日

農林水産省食料産業局

食 品 製 造 課 御中  
食文化・市場開拓課外食産業室 御中

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

来春に卒業予定の外国人留学生在留資格「特定技能」への移行を希望する場合の取扱いに係る周知について（依頼）

貴庁が所管する飲食良品製造業分野及び外食業分野の技能試験が既に国内で実施されているところ、同試験に合格をした留学生からの在留資格変更許可申請が、年度末に向けて集中することが見込まれます。

この点、留学生からの申請については、申請取次者を介することなく、留学生が自ら必要書類を準備して申請を行う傾向にあるため、申請後に必要書類の追加提出や補正を求める案件が多くなるなど、通常の場合に比して審査に時間を要することが予想されます。

各地方出入国在留管理局においては、留学生の国内での就職を支援するため、現在、留学生の就職支援に係る専用の窓口を設け、在留資格変更申請に係る様々な事前相談に対応しているところですが、本年 1 2 月 1 日以降、同窓口の体制を強化し、留学生や教育機関関係者、企業関係者からの特定技能への移行に向けた相談を受け付けるとともに、事前予約の有無にかかわらず、申請書類の事前点検を行うなどの支援を行うこととしましたので、お知らせします。

ついては、貴庁においても、来春に卒業を予定している留学生のうち、卒業後に特定技能への移行を希望する者に対し、留学生の就職支援に係る専用の窓口を積極的に活用するとともに、申請書類の準備が整い次第速やかに申請するよう周知することについて御協力をお願いいたします。



トップページ サイトマップ 業務支障情報 ENGLISH

トップページ > 法務省の概要 > 各組織の説明 > 外局 > 出入国在留管理庁 > 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組(在留資格「特定技能」移行を希望する令和2年春卒業予定の留学生の皆様へ)

## 特定技能への移行を希望する令和2年春卒業予定の留学生の皆様へ

- 留学生の方が卒業後に特定技能への移行を希望する場合、卒業時期(1月～3月)に在留資格変更許可申請が集中することが見込まれるため、早めの申請を心掛けるよう留意願います。
- 各地方出入国在留管理局・支局(空港支局を除く)では、「留学生の就職支援に係る専用窓口」を設置していますが、令和元年12月1日から令和2年3月31日までの間、当該窓口を拡充し、事前予約の有無にかかわらず、特定技能への移行に向けた相談を受け付けるとともに、申請書類の事前点検を行っています。留学生を採用する企業の方や留学生が在籍する学校関係者の方等からのご相談にもご利用いただけますので、ぜひご活用ください。
- なお、申請に必要な書類については、特定技能所属機関(雇用先)によって異なりますので、以下の特定技能への在留資格変更許可申請に係る提出書類一覧・確認表(留学生用)に基づき、書類を準備してください。

### 《特定技能への在留資格変更許可申請に係る提出書類一覧・確認表(留学生用)》

- (1)特定技能所属機関が法人の場合 [【PDF】](#)[【EXCEL】](#)
- (2)特定技能所属機関が個人の場合であって、厚生年金保険の適用事業所である場合 [【PDF】](#)[【EXCEL】](#)
- (3)特定技能所属機関が個人の場合であって、厚生年金保険の適用事業所でない場合 [【PDF】](#)[【EXCEL】](#)

※上記のいずれにもあてはまらない場合や、不明な点がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局・支局(空港支局を除く)までご相談ください。

(参考)

[在留資格「特定技能」への変更手続きのページ](#)もご参照ください。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。  
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2015年4月時点のものです。

法務省

法務省

法務省

組織

各局

ポータル

お問い合わせ

その他

大臣

広報

所管

資格

政策

政策

パブリック

省議

白書

予算

政府

情報

情報

行政

法令

オンライン

ご意見

相談

その他



[トップページ](#) > [行政手続の案内](#) > [出入国管理及び難民認定法関係手続](#) > [在留資格変更許可申請](#) > [日本での活動内容に応じた資料【在留資格変更許可申請】](#) > [在留資格変更許可申請「特定技能」\(すでに日本に在留している外国人の方で、特定技能への移行を希望している方\)](#)

## 在留資格変更許可申請「特定技能」(すでに日本に在留している外国人の方で、特定技能への移行を希望している方)

行政手続

[公](#)  
[私](#)  
[手](#)  
[続](#)

[外](#)  
[続](#)

[弁](#)  
[手](#)  
[続](#)

[債](#)  
[サ](#)  
[イ](#)

[認](#)  
[（](#)  
[手](#)  
[続](#)

[戸](#)  
[籍](#)  
[手](#)  
[続](#)

[国](#)  
[籍](#)  
[手](#)  
[続](#)

[後](#)  
[手](#)  
[続](#)

[不](#)  
[商](#)  
[手](#)  
[続](#)

[電](#)  
[動](#)  
[手](#)  
[続](#)

[債](#)  
[電](#)  
[手](#)  
[続](#)

[供](#)  
[手](#)  
[続](#)

[更](#)  
[事](#)  
[手](#)  
[続](#)

[出](#)  
[法](#)  
[手](#)  
[続](#)

[法](#)  
[服](#)  
[及](#)  
[手](#)  
[続](#)

その他

[大](#)  
[臣](#)  
[手](#)  
[続](#)

[広](#)  
[報](#)  
[手](#)  
[続](#)

[法](#)  
[務](#)  
[所](#)  
[管](#)  
[手](#)  
[続](#)

### 日本において行うことができる活動内容等

- 1 特定技能1号  
本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動。
- 2 特定技能2号  
本邦の公私の期間との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって熟練した技能を要する業務に従事する活動。

### 提出書類

- ※ 申請人とは、在留中の外国人の方のことです。
  - ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。  
なお、各分野の技能試験及び日本語試験の合格証明書については、有効期限内のものを提出してください。
  - ※ 全てのPDF及びEXCELは別ウインドウで開きます。
- 1 [在留資格変更許可申請書【PDF形式】](#) [【EXCEL形式】](#) 1通  
※ 地方出入国在留管理官署においても、用紙を用意しています。
  - 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉  
※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。  
※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
  - 3 申請人のパスポート及び在留カード 提示
  - 4 その他 特定技能外国人の在留申請に係る提出書類一覧・確認表 [【PDF形式】](#) [【EXCEL形式】](#)をよくご確認いただき、必要な書類を提出してください。  
※ 留学生用の「提出書類一覧・確認表」は[こちら](#)をご確認ください。  
※ [【EXCEL形式】](#)を選択した場合には、EXCELシート上のリンクから各種様式をダウンロードすることができます。  
※ [「運用要領・各種様式等」のページ](#)からも各種様式をダウンロードすることができます。
  - 5 申請人名簿 [【PDF形式】](#) [【EXCEL形式】](#)  
※ 申請取次人を介して複数の申請人について同時申請する場合のみ必要です。
  - 6 身分を証する文書(申請取次者証明書、戸籍謄本等) 提示  
※ 申請人本人以外の方が申請を提出する場合において、申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請書類を提出する場合であっても、上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要です。

※※※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知お願います。※※※

### 留意事項

1. 在留資格変更許可申請に関する手続等の案内については、[出入国在留管理庁ホームページの「各種手続案内」](#)をご覧ください。
2. 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
3. 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

Word形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Word Viewerが必要です。  
Microsoft Office Word Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。  
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。  
[Microsoft Office Word Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2012年8月時点のものです。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。  
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2015年4月時点のものです。

Excel形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Excel Viewerが必要です。  
Microsoft Office Excel Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。  
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。  
[Microsoft Office Excel Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

[政策](#)・  
[政策](#)  
[パブ](#)  
[省議](#)・  
[白書](#)・  
[予算](#)・  
[政府](#)  
[情報](#)・  
[報保](#)  
[法令](#)  
[オン](#)  
[ご意](#)  
[相談](#)  
[その](#)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
電話:03-3580-4111(代表)  
法人番号1000012030001

[アクセス](#) [法務省パンフレット](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用に](#)

Copyright © The Ministry of